

# 令和8年度 東串良町ふるさと納税推進事業実施要項

令和8年2月改定

## 1 目的

東串良町に対するふるさと納税制度による寄附促進と町の魅力や地元特産品のPR, 販売促進及び地元経済の活性化などの相乗効果を図り, 町へふるさと納税をされた町外の方(以下「寄附者」。)へ返礼品として進呈する商品やサービスの提供に参加していただける事業者の育成を図ること。

## 2 事業者の要件

下記要件の全てに該当すること。

- (1) **原則**, 本社(本店), 支社(支店), 営業所のいずれかを町内に有する法人や個人事業者。
- (2) 代表者等が, 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (3) 地方税法, 食品衛生法, 食品表示法等関係法令を尊守すること。
- (4) 電話やメール等、常時、町及び町が委託した事業者(以下、「中間事業者」という。)と連絡が取れる担当者を配置できること。
- (5) 町や委託事業者が行う調査やアンケートに協力できること。

※ただし, 上記の要件に適合しても, 町の信用を著しく損なう行為があった場合, その他町が不適當と合理的に判断した場合はこの限りではない。

## 3 返礼品の要件

- (1) 平成31年総務省告示第179号(令和7年6月24日改正)及び「ふるさと納税に係る指定制度の適正な運用について」(令和7年9月26日付け総税市第124号)等, ふるさと納税制度の適切な運用についての地場産品基準に基づき, 下記のいずれかの要件に該当すること。
- (2) 食品においては, 関係法令に定められた製造所において製造及び関係法令に基づく製造工程管理し, 食品衛生法, 食品表示法等で規定されたラベルを貼ること。
- (3) 品質及び数量の面において, 年間を通じて安定供給が見込めること。ただし, 期間や数量を限定して提供する返礼品についてはこの限りではない。

## <地場産品類型>

1号 東串良町内において生産されたもの

2号 東串良町内において返礼品の原材料の主要な部分が生産されたもの

3号 東串良町内において返礼品の製造、加工を行うことで相応の付加価値が生じているもの※1

4号 東串良町内で生産されたものが、流通構造上、近隣市町との混在がさげられないもの

(※加工品は原則非該当)

5号 東串良町独自のキャラクターオリジナルグッズなど、その形状、特徴から独自の返礼品で

あることが明白であるもの

6号 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品に合わせて提供するものであって、当該返礼品の価値が価値全体の7割以上あるもの

※1 相当の付加価値とは、総務省が示す標準的な算出方法に基づき算出されたものであること。

## 4 返礼品の募集期間

- (1) 指定期間は10月から翌年の9月である。
- (2) 指定期間中にふるさと納税で取り扱う返礼品を登録するには、遅くとも6月初旬までに返礼品の登録が必要。
- (3) 令和6年度より、指定対象期間中3回のみ(10月・1月・4月)追加指定が認められています。追加指定の品がある場合は近い期日に間に合うように申し出ること。※詳細は各担当者にご連絡ください。

## 5 返礼品の配送及び管理について

- (1) 事業者は、返礼品掲載の際に定めた納期内に必ず発送を行い、納期の定めのないものについては、原則30日以内に発送すること。ただし、予め30日以上納期を定めた場合は、その納期内に必ず発送すること。
- (2) 事業者はやむを得ない事情により配送に時間を要する場合は、すみやかに寄附者へその旨を連絡し、町へ報告すること。
- (3) 寄附者が別の送り先を指定してきた場合は、可能な限り贈答用として送付することとし、お届け先にふるさと納税の返礼品であるということが分からないよう配慮すること。

- (4) 返礼品の品質・配送に関する苦情に対しては、事業者が誠意をもって対応することとし、結果をすみやかに町へ報告すること。
- (5) 返礼品の品質等による保証の責任は原則として事業者が負うものとする。また、代替品等を届ける場合に係る費用についても事業者の責に帰すべき事由がある場合に限り負担すること。
- ※但し、運送状況による過失等運送事業者に落ち度が認められる場合はこの限りではない。
- (6) 確実に届けるための配送日時の確認や不明な点については、事業者より直接寄附者へ連絡すること。(電話等がどうしても繋がらない場合は町に連絡すること。)
- (7) お届け先不在等(その他トラブルも含む)の場合に係る商品出戻り分の送料及び商品代(商品が再利用できないものに限る)については、再配送の時期も含めてその都度町と協議して決定すること。なお、寄附者都合による不在等の場合は原則として寄附者負担とする。

## 6 返礼品の価格等について

寄附金額	返礼品の価格の目安	町が負担する上限額
1万円	2700円相当(消費税込)	3千円
3万円	8900円相当(消費税込)	9千円
10万円	3万円相当(消費税込)	3万円

- (1) 事業者は、複数の商品を登録が可能。(制限は特にありませんが類似品が多い場合、掲載の都合上相談もあり。)
- (2) 返礼品の提供価格によって寄附額を決定するため、上記以外の価格でも問題なし。
- (3) 登録する返礼品は、各ポータルサイト掲載用の写真撮影をするためサンプル品を提供すること。

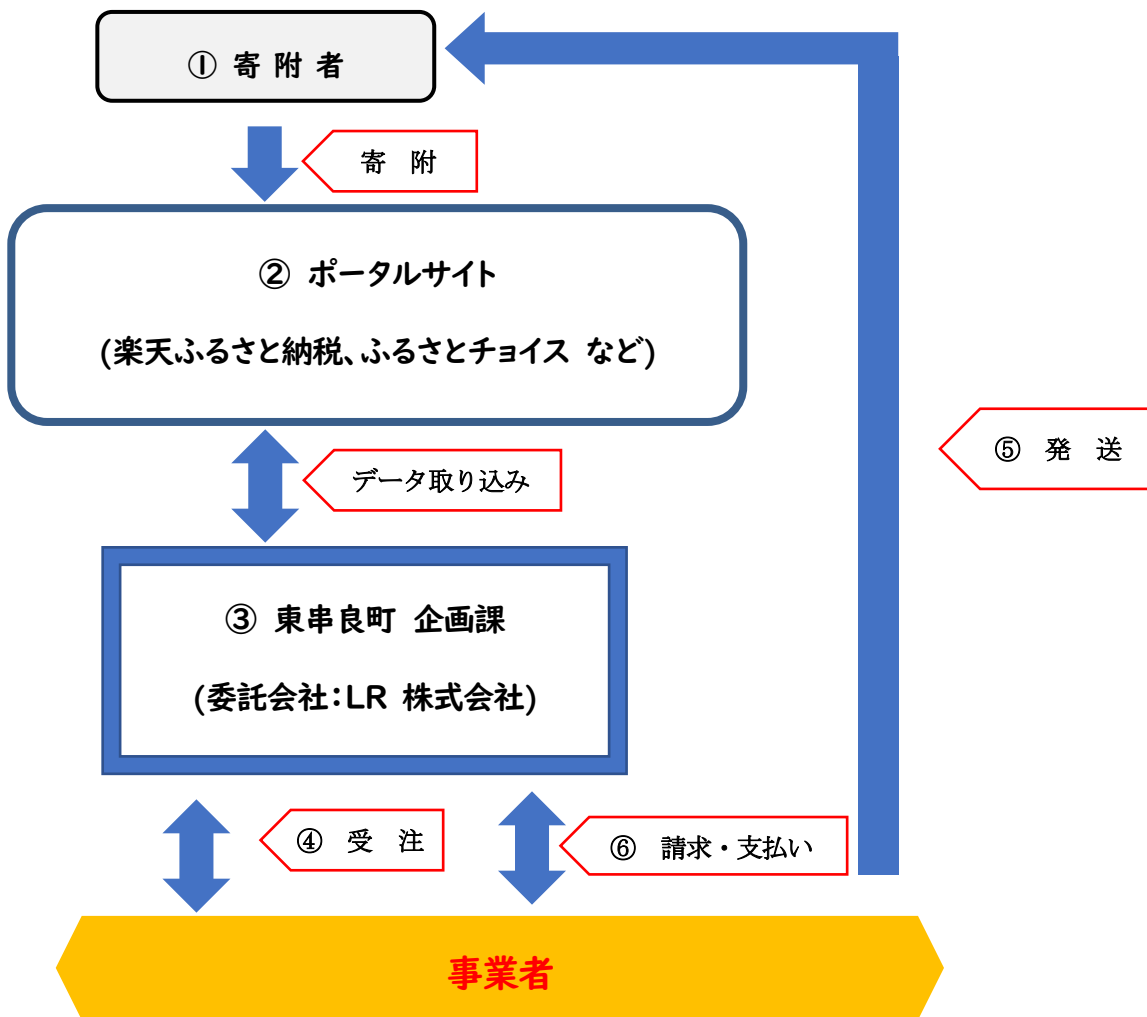
※サンプル品は原則 LR(株)が買い取ります。商品代及び送料を含めた請求書を同封すること。ただし、高額商品については別途協議すること。

## 7 請求, 支払いについて

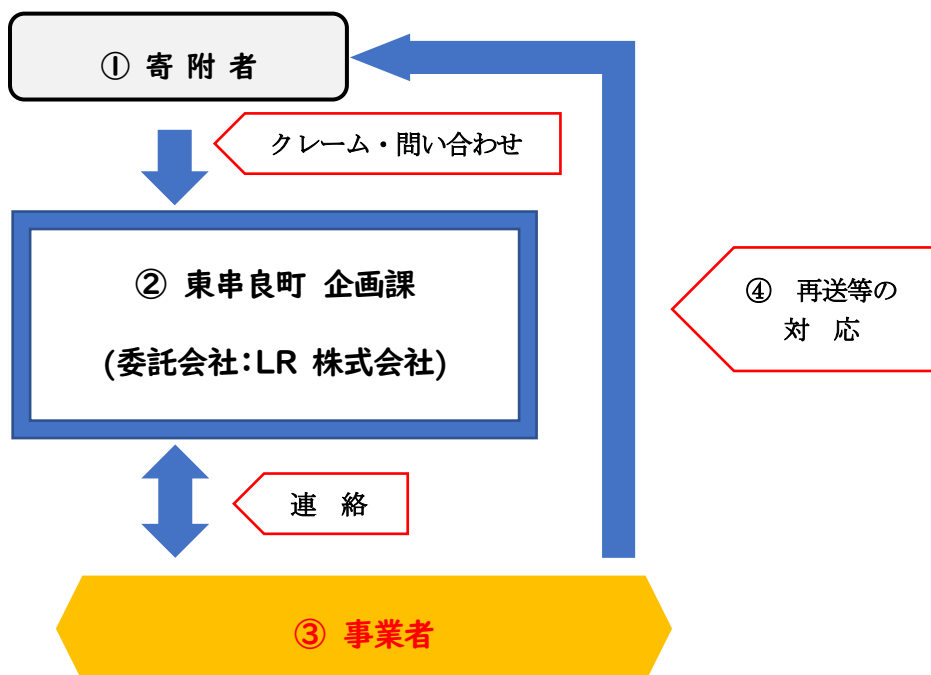
月ごとの返礼品の発送実績を確認の上、請求書(指定様式なし)に、「送付実績及び商品代金, 送料, 振込先等」を記入し、翌月5日までに東串良町役場企画課(ふるさと納税係)へ提出すること。

※支払いは、請求書の提出1ヶ月以内(原則、第4週目の月曜日)。

## 8 返礼品の受注から発送までの流れ



## 9 クレーム及び商品に対する問い合わせ



## 10 申込方法

下記書類に必要事項を記入し、添付書類とともに東串良町役場企画課（ふるさと納税係）へ提出すること。

- (1) 東串良町ふるさと納税事業者登録申請書（様式第1号）
- (2) 東串良町ふるさと納税返礼品掲載申込書（商品カルテ）（様式第2号）
- (3) 誓約書（様式第3号）

※ 掲載申込書（商品カルテ）は、登録を希望する返礼品ごとに作成すること。

## 11 個人情報の保護

事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、東串良町個人情報の保護に関する法律施行条例及び関係法令を遵守すること。

寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用しないこと。ただし、返礼品へのパンフレット同封により、改めて寄附者から事業者への商品申込み等で入手された個人情報は対象外とする。

## 12 その他遵守事項

- (1) 積極的に東串良町のPR等を行い、シティセールス活動に努めること。
- (2) 寄附者に対するサービスの向上に努めること。
- (3) 事業者は、登録した返礼品を変更又は辞退をする場合や、返礼品に関して発送の遅延、販売中止、品質及び送付過程等で事故等の問題が発生した場合には速やかに町へ報告すること。
- (4) 事業者は、返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について町へ報告すること。
- (5) 町は、申込内容に虚偽があった場合、または町に損害を及ぼす行為があった場合は、事業者の登録を取消すこととする。ただし、事前に書面で通知し弁明の機会を与えるものとする。

## 13 その他

ふるさと納税の運営を LR 株式会社へ一部委託しており、委託先より事業者に連絡がある場合は対応すること。

<委託先>

LR 株式会社 住所:日置市伊集院町郡 1343 番地 | 電話:099-208-3005

<お問合せ先>

東串良町役場 企画課 商工振興係(ふるさと納税係)

〒893-1693 鹿児島県肝属郡東串良町川西 1543 番地

電話:0994-63-2630 メール:furusato@higashikushira.co.jp